

終章

| | |
|----------|--|
| 著者 | 高根 務 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| シリーズタイトル | 研究双書 |
| シリーズ番号 | 498 |
| 雑誌名 | ガーナのココア生産農民：小農輸出作物生産の社 会的側面 |
| ページ | 233-239 |
| 発行年 | 1999 |
| 出版者 | 日本貿易振興会アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00012539 |

終 章

本書では、1990年代ガーナの小農輸出作物生産における社会的要因の諸相を、三つのココア生産村の事例をもとに明らかにしてきた。分析に際して注目したのは、さまざまな資源への権利の内容とその所在、小農生産を規定している諸制度、および生産にまつわる権力関係の3点であった。また個々の農民の行動や個人間の諸関係を分析の出発とする方法論的個人主義を採用することによって、「世帯」や「ジェンダー」などの社会カテゴリーの内部に存在する格差や権力関係に注目することに力点をおいた。

序章で述べたように、本書で行ってきた分析の貢献は2点ある。第1は、地域独自の社会構造や制度のなかに埋め込まれている、広い意味でのインセンティブ構造の理解に貢献したことである。つまり本書では、近年の価格インセンティブの分析に偏った研究のギャップを農業生産の社会的側面に注目することによって埋め、農民の行動原理とインセンティブのありかたをより多面的に理解しようとした。第2の意義は、現代のココア生産村の実態を先行研究との比較から明らかにすることにより、ガーナの農村変容の理解に貢献したことである。以下ではこの2点について要約し、結論とする。

1. ココア生産におけるインセンティブ構造の諸相

ココア生産における価格以外のさまざまなインセンティブの構造は、本書で注目したような資源への権利関係、地域独自の諸制度、異なる主体間の権力関係と密接に関係している。以下ではそのようなインセンティブ構造の諸相を、実例をあげながらまとめる。

まずガーナのココア生産で広く行われている分益小作制度の内容は、小農生産におけるインセンティブ構造を理解するうえで非常に重要である。第2章で詳述したように、ココア生産で行われている二つの分益小作制度には、小作側にとって単に土地用益を得ること以上のさまざまなインセンティブが付加されている。すなわち、(1)小作の食糧作物生産のための土地が保証されること、(2)造成・分割契約においては小作の土地への権利が長期安定的で相続可能であること、(3)造成・分割契約は土地なし小作が土地保有者になる可能性を開いていること、(4)小作側の収量過少申告が一般的になっている造成・分割契約では、リスクシェアリングの機能を残しつつ小作の生産インセンティブが増大すること、などである。他方地主側にとって分益小作契約は、地主個人々の事情に応じて適当な契約内容を選択できる形になっている。経営面積の拡大を目指す自作農は、不足する労働力を管理・分益契約によって補填する。引退して出身地に帰郷する自作農は、土地保有権を保持したまま将来も一定の収入を確保できるように、管理・分益契約または造成・分割契約によってココア圃場を維持する。村に居住しない不在地主たちは、造成・分割契約によって自ら労働することなくココア圃場を保持し、一定の収益を手にする。このように異なるタイプの分益小作契約は、小作にさまざまなインセンティブを与えつつ、地主側のさまざまな事情に合致した形態をとっている。

造成・分割契約でココアを植栽し圃場を良好に維持管理することが小作側の土地権利を長期的に保証する形態になっている事実は、農産物間の相対価格の変化と農民の作物選択行動の関係にも影響を与えている。造成・分割契約では、ココア樹がすべて枯れたり、小作がココア圃場の管理を長期間怠ったりしてココア圃場が維持されなくなったときは、小作は土地への権利を失う。したがって小作には、たとえココアの相対価格が短期的に低下して他の作物を栽培した方が有利になったとしても、作付け転換を行うインセンティブは大きくない。ココア圃場を放棄することは、現在の土地用益権や食糧作物生産の権利、および将来の土地分割による自作農への可能性を放棄するこ

とでもあるからである。一方この契約のもとでいったん造成されたココア圃場に関しては、地主は一方的に契約を破棄することはできないから、地主側が作付け転換をはかることも不可能である。したがって造成・分割契約が広く行われている場合、農作物相対価格の短期的な変動が価格インセンティブとして働き、地主・小作双方の作付け行動にすぐに影響を与えるとは考えにくい。これらは、圃場造成という労働投資が一種の「資本」として長期的な利潤を生むようになる樹木作物の特質と、造成・分割契約という地域独自の制度とが作り上げた、ユニークなインセンティブ構造の例であるといえる。

小農のインセンティブ構造との関連でもう一つの重要な樹木作物の特質は、樹木の存在が樹木の所有者の土地権利を強化する点である。ある土地と、そこに植栽されたココア樹の権利を分けるのは実際上不可能であるから、ココア樹を植栽してそれを良好に管理することは、土地に対する権利をより安定化させることでもある。第3章で詳述したような、1片の土地に対して潜在的に複数の主体が権利要求を行う可能性があるガーナの現状においては、ココアの圃場への投資は既成事実の形成によって他者の潜在的な要求を排除し、自らの土地権利をより確実にする意味をもつ。個人の土地への支配力の度合いが絶えず拡大・縮小を繰り返す非常に流動的な状況のなかで、ココア圃場への投資行動の背後には、生産増というインセンティブだけではなく、土地権利の強化というインセンティブも作用している。

土地をもたない個人が土地権利を獲得する重要な方法として、先述の分益小作のほか、婚姻を通じた土地権利の取得がある。とくに土地をもたない女性農民の場合、贈与・相続などを通じて夫から土地権利を取得することは、自己の経済的地位を高めるために重要である。この意味で、夫に対する妻の労働供与は、単なる世帯内の協調という視点からのみならず、労働供与に対する報酬としての夫から妻への土地権利譲渡を期待する、インセンティブ構造の現れとしてもとらえ直す必要がある。同時に土地をめぐる夫婦間の関係には、土地権利をもつ夫と権利をもたない妻の間に不均衡な権力関係が存在していることも重要である。その結果、土地をもたない女性が婚姻関係を通

じて土地権利を獲得しようとする場合の不確実性は大きく、これが同じ女性農民のなかで土地に対する権利に関して格差が生じる原因の一つになっている。

政府の政策変化も、小農のインセンティブ構造に影響を与える。第6章で述べたように、政府によるココア買付け制度の転換に際して、大規模生産者と小規模生産者はそれぞれ異なる論理にもとづいて買付け会社や支払い方法の選択を行っていた。すなわち大規模生産者ほど新会社への売却や小切手による支払いを受けるインセンティブが大きく、逆に小規模生産者は新たな選択肢に関するリスクやコストを嫌って従来どおりの販売行動を継続する傾向がある。またこの政策変化は、買付け係と農民の間に存在する権力関係にも不均衡な変化をもたらした。小切手による支払いと新会社への販売という新たな選択肢を採用することによって、独占的買付け時代の買付け係の不正から逃れることができたのは主に大規模生産者であり、従来どおりの販売行動をとる傾向が強い小規模生産者は、現金取引に絡む不正のリスクにさらされる可能性が大きくなっている。また政府が進めている土地登記事業の実施は、ココア圃場という既成事実を形成することによって土地権利を徐々に強化しようとしている「土地権利弱者」たちのインセンティブ構造や、農村部の不均衡な権力関係を考慮に入れていないため、土地権利の安定よりはむしろ混乱と格差の拡大を生む可能性がある。

2. ココア生産村の変容

本書で行ってきた分析から、ココア生産村の歴史的な変容の一端を読みとることも可能になった。先行研究が描き出していた1970年頃までのココア生産農村の特徴は、豊富な未開墾地の存在を背景に、大規模な土地の取得と経営面積の拡大を行っていく「資本主義的」な小農の存在であった。しかし90年代のココア生産農村の現状は、さらなる土地集積を進める農村資本家層の形成や、大土地保有層と土地なし農業雇用労働者層の二極分化の方向には必

ずしも進行していない。このような農民層分解が進展しないのは、以下のよう
な要因があるからである。

第1は、ココア生産地域がガーナ南部全体に拡大した結果、移住第一世代
が享受したような伝統首長からの大規模な土地取得が不可能になっているこ
とである。未開墾地の減少と人口圧力の増大で土地の価値が高まる一方で、
個人が入手した土地の売買は盛んではない。このような状況下で、一部の
「資本家的農民」による大規模な土地集積はますます困難になっている。

第2に、贈与・相続や造成・分割契約による土地分割などで、世代が進行
するにつれ土地が細分化し、同時に保有権も分散化していく傾向があること
である。土地に対する多方面からの権利要求の存在を背景に、移住第一世代
が取得した土地は分割して贈与・相続され、個々の農民の保有土地面積は縮
小している。また伝統的相続ライン以外の人物への贈与相続が多く行われる
とともに、造成・分割契約による土地分割が活発化することにより、出自集
団以外への土地保有権の分散化が進んでいる。個人の土地保有面積の縮小と
ともに、出自集団がコントロールできる土地の縮小も同時に進行しているの
である。

第3に、ある時点で経済的に下層に位置する個人であっても、ライフサイ
クルが進行するにつれて経済地位を向上させることができるような、土着の
制度が存在していることである。さまざまな労働契約や分益小作制度が存在
し、農村部の労働力移動も活発なことから、土地なし移住農業労働者は機会
をとらえてより有利な契約形態へと移行していくことができる。さらには近
年の造成・分割契約の活発化により、ゆっくりとしたペースでの土地なし層
から自作農への移行も進行している。土地なし層に代表されるような下層に
位置する農民がおかれた状況は固定的なものではなく、その経済的地位を向
上させる制度的背景が存在しているのである。

移住第一世代によって比較的大規模に取得された土地が次第に細分化する
とともに土地保有権も分散化していき、同時に土地なし層の自作農化がゆる
やかに進展するという上記のようなプロセスは、移住ココア生産村の歴史的

な変容のプロセスそのものでもある。伝統的首長から直接土地を入手した移住第一世代がココア生産を開始した時代には、未開墾地が豊富であったためにココア収益を新たな土地購入に再投資することにも可能であった。しかしそのような第一世代が老齢化して引退する30~40年後までには、すでに入手可能な未開墾地はほとんどなくなっていた。引退して出身地へ帰郷する農民は、造成・分割契約などで土地を小作に委託し、これによって土地なし農民へのゆるやかな土地分配や第三者への土地の分散化が始まる。またこの時期までには移住第一世代から次世代への土地移譲も始まっており、贈与相続にともなう土地の細分化と保有権の分散化が開始している。調査時点のペポアセ村とナゴレ村の状況はちょうどこの時期にあたり、土地の細分化と保有権の分散化の第1期ともいべきプロセスが観察される時期であるといえよう。

村でココア生産が開始された時期からおよそ半世紀が経過し、最初に移住してきた人物から数えて第三世代目以降になると、土地の細分化と保有権の分散化のプロセスは第2期を迎える。この時期になると第一世代の生存者もはやおらず、その子孫も村外に居住している場合が多くなる。そのため第一世代の子孫であることから村周辺の土地を相続したものの、本人は村に住んだことがないというような不在地主が増加してくる。その結果不在地主との造成・分割契約で小作を行う農民の数も増加し、この契約による土地分割によって小規模な土地を入手する農民も出現する。一方第1期よりも世代が進んでいることから、贈与相続による保有土地のさらなる細分化と保有権の分散化も進行している。また地主だけでなく小作も第二世代以降が多くなり、父が契約した造成・分割契約のココア農地を、複数の子が分割相続して契約を継続しているような事例も多くなっていく。ジャハ村の状況は、このような土地の細分化と保有権の分散化の第2期に相当すると考えられる。

以上のように、1990年代のガーナのココア生産村の状況は、先行研究が描き出していた70年代以前の状況とは大きく異なっている。豊富な土地の存在を背景として資本蓄積を進めた初期の「資本家的」農民の姿は薄れ、徐々に平均化・零細化していくココア農民の実態がそこに浮かび上がってくる。今

後さらに土地への人口圧力が強まって個人の保有土地面積が矮小化し、造成・分割契約による土地の分割やさらなる分割相続が不可能になった場合、どのような制度的・技術的な変化が生じるのか。またその場合、土地保有者層と土地なし層の固定化が新たに発生してくるのか。ココア栽培導入後1世紀の間に大きく変容した南部ガーナの農村は、今後もさらなる変容を遂げていくことが予想される。